

平成20年9月2日

企業立地促進法に基づく地域産業活性化計画（基本計画）の 第8号同意及び地域経済産業活性化対話の開催結果について

企業立地促進法（平成19年6月11日施行）に関して、5道県及び関係市町村の長から協議を受けた5件の基本計画について、本日第8号として同意するとともに、地域経済産業活性化対話を開催し、大臣と同意を受けた地方自治体首長等との意見交換を実施しましたのでお知らせします。

1. 経緯

企業立地促進法は、企業立地の促進等による産業集積の形成及び活性化に関する地方公共団体による主体的かつ計画的な取組を支援するための措置を講ずることにより、地域経済の自立的発展の基盤の強化を図るとの趣旨の下、平成19年定例国会で成立し、昨年6月11日に施行しました。

今般、5道県から「企業立地等による地域産業の活性化に関する基本計画」5件について協議を受け、本日大臣室において、県知事など同意地域の代表者に対して、二階経済産業大臣から第8号として同意書を交付しました。

また、「地域経済産業活性化対話」を開催し、大臣と8号同意を受けた自治体首長等との意見交換を実施しました。

これまでに同意を受けたのは、先の第1号から合わせて、44道府県からの基本計画126件になります。

2. 対象地域

別紙のとおり

（本発表資料のお問い合わせ先）

地域経済産業グループ立地環境整備課

担当者：中野課長、飯野補佐、綿引補佐、楠木

電話：03-3501-1512（内線 2771～6）

03-3501-0645（直通）